

障 第 9 7 5 号 の 1
令和 5 年（2 0 2 3 年）5 月 2 4 日

各指定障害児入所施設 設置者 様
各指定障害児通所支援事業所 設置者 様

佐賀県健康福祉部障害福祉課長

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について（通知）

本県の障害福祉行政につきましては、日頃から特別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、こども家庭庁成育局参事官から別添のとおり事務連絡がありました。

遊具を設置している児童福祉施設等におかれましては、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成 2 0 年 8 月 2 9 日雇児総発第 0 8 2 9 0 0 2 号、障障発第 0 8 2 9 0 0 1 号）等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいていることと思いますが、日常の点検及び不備があった場合の適切かつ速やかな対応について、より一層万全を期されるようお願いいたします。

障害福祉課 指導担当

TEL:0952-25-7401

FAX:0952-25-7302